

# 特別養護老人ホームライフコートさかえ 運営規程

## 第1条（施設の目的）

社会福祉法人豊笑会が開設する特別養護老人ホームライフコートさかえ（以下「施設」という。）が行なう小規模生活単位型 指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業員が、要介護状態にある高齢者（以下「入所者」という。）に対し、適正な小規模生活単位型 指定介護老人福祉サービスを提供することを目的とする。

## 第2条（運営方針）

- 施設の従業者は、可能な限り、利用者の居宅における生活の復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るようにすることを目指すものとする。
- 施設は、入所者の意思及び人格を十分に尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。
- 施設は、できる限り明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保健施設及び保健医療サービス、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

## 第3条（施設の名称等）

事業を行なう施設の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- 名称 特別養護老人ホームライフコートさかえ
- 所在地 横浜市栄区公田町1061-19

## 第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次にとおりです。

職種	区分	専従	兼務	職務内容
管理 者	常勤		1	施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
医 師	常勤			入所者に対する健康管理及び療養上の指導を行なう。
	非常勤		1	
生活相談員	常勤		2	施設入所の申込み及び相談業務等を行なう。
	非常勤			
看護職員	常勤		4	入所者に対する健康管理等必要な看護業務を行なう。
	非常勤		2	
介護職員	常勤		36	入所者に対する日常の世話等必要な介護業務を行なう。
	非常勤		30	
管理栄養士	常勤		1	入所者の食事に関する必要な栄養管理を行なう。
	非常勤			

機能訓練指導員	常勤		1	入所者に対して必要な機能訓練を行なう。
	非常勤		1	
介護支援専門員	常勤		2	施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行なう。
	非常勤			

## 第5条（入所定員）

- 施設の利用者定員は、一般入所 110 名、短期入所 10 名とする。
- 2 ユニット数は、12 ユニット（内短期入所 1 ユニットを含む）を持って構成される。  
尚、各ユニットの定員は、10 名とする。

## 第6条（入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

- 1 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。
- ① 入浴・清拭等による清潔の保持
  - ② 食事、排泄、離床、着替え、整容等日常生活上の世話
  - ③ 相談及び援助
  - ④ レクリエーション、行事等の教養娯楽
  - ⑤ 必要な行政機関への手続の援助等、社会生活上の便宜の供与
  - ⑥ 機能訓練
  - ⑦ 健康管理
  - ⑧ その他必要な介護老人福祉施設サービスの提供
- 2 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法廷代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。
- 3 その他の費用として、入所者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。
- ① 居住費（ホテルコスト）の支払いを受ける。居住費については別紙「利用料金表」による。
  - ② 食費の支払いを受ける。食費については別紙「利用料金表」による。
  - ③ その他の費用として、利用者から別紙「利用料金表」の支払いを受ける。
- 4 第2項から第3項の費用の支払いを受ける場合は、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名、押印）を受けることとする。

## 第7条（施設の利用にあたっての留意事項）

- 1 施設を利用するにあたって、入居者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、また暴力行為その他、他の入所者に迷惑を及ぼす言動を行なってはならないものとする。
- 2 外出、外泊を行なう際には、必ず外出簿に必要事項を記入すること。  
尚、安全のため家族等または職員が付き添うことを原則とする。

## 第8条（損害賠償）

入居者に対するサービスの提供において、施設が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なうものとする。

## 第9条（緊急時等における対処方法）

事業所は指定介護老人福祉施設サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。

## **第10条（非常災害対策）**

- 1 施設は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。
- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。  
その他、緊急連絡網の整備と地元消防署との連携強化を図る。

## **第11条（虐待の防止のための措置に関する事項）**

- 1 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
  - ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
  - ④ 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

## **第12条（その他施設の運営に関する重要事項）**

- 1 施設は、従業者の資質向上を図るために研修機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の整備を行なうものとする。
  - ① 内部研修 個々の職員及び職員全体等に対して、管理者、管理職及び外部講師による研修
  - ② 外部研修 行政及び全社協、県社協、県老人ホーム協会等が主催する各研修会への参加
  - ③ 各研修内容等は、管理職会で討議し施設長が決定する。
  - ④ 上記の研修を年間事業計画に盛り込むものとする。
- 2 施設は、サービスの提供にあたり、当該入所者又は他の入所者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束やその他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨、従業者との雇用契約内容に盛り込むものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人豊笑会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## **付則**

この規程は、平成18年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 10月 1日から施行する。